

# 山梨県公報

号外第四十号

平成二十一年  
五月二十九日

金 曜 日

5	第十三条の規定による認定計画実施者 に対する改善命令				建設事務 所長
6	第十四条第一項の規定による長期優良 住宅建築等計画の認定の取消し				建設事務 所長

附 則  
この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

## 山梨県規則第二十九号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第四百八十四号の三の次に次の四号を加える。

四百八十四の四 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

四百八十四の五 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

四百八十四の六 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申  
請手数料

四百八十四の七 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料

### 附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

## 規 則

### 目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………  
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………

## 山梨県規則第二十八号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す  
る。

別表第二の八の表建築住宅課の項に次のように加える。

二十四	長期 優良住宅の 普及の促進 に関する法 律(平成二 十年法律第 八十七号) の施行に関 する事務	1	第六条第一項の規定による長期優良住 宅建築等計画の認定			建設事務 所長
		2	第八条第二項において準用する第六条 第一項の規定による長期優良住宅建築等 計画の変更の認定			建設事務 所長
		3	第十条の規定による認定計画実施者の 地位の承継の承認			建設事務 所長
		4	第十二条の規定による認定計画実施者 に対する報告の徴収			建設事務 所長

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番